

# 文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

令和3年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善  
及び連携・活用に関する取組評価」について

資料

「経営改善及び連携・活用に関する取組評価(令和3(2021)年度)」

- 参考資料1 令和3年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について  
参考資料2 令和3年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果  
について

(公益財団法人川崎市学校給食会)

令和4年8月31日

教育委員会事務局健康給食推進室

# 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和3(2021)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

## 1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

### 本市施策における法人の役割

本市では、中学校給食の目指す姿として「健康給食」を定め、平成29年12月より中学校全校で完全給食を開始し、小学校においても「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目指しています。

本法人は、市立学校の学校給食に係る物資の調達業務を行っていますが、物資の価格だけでなく、味・品質・安全性等を考慮して献立に適した物資を選定するとともに、公益性の視点を持って納入できる業者を選定し給食物資を共同購入することにより、安全・安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給し、保護者や学校運営の負担軽減を図っています。また、給食に関わる研究協議会の開催等、市と連携して児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与する役割を担っています。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進
	分野別計画	かわさき教育プラン、第4期川崎市食育推進計画	

### 4カ年計画の目標

・安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めます。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与します。

## 2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和3(2021) 年度)	実績値 (令和3(2021) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給	給食停止等の発生件数	件	0	0	0	a	B	I
		学校給食用物資納入業者登録数	社	28	31	28	b		
		事業別の行政サービスコスト	千円	52,266	52,817	51,300	1)		
②	給食物資に関する苦情件数の削減	物資に関する苦情への対応数	件	459	470	469	a	A	I
③	給食物資の規格衛生検査の実施	食中毒発生件数	件	0	0	0	a	A	I
④	成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進	食育講座の参加人数	人	80	100	188 (理解度 95%)	a	A	I

### 3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29(2017) 年度)	目標値 (令和3(2021) 年度)	実績値 (令和3(2021) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	給食費徴収業務の健全化	給食費過年度未納金の収納率	%	15.33	33.00	33.02	a	B	I
		過年度分を含めた給食費の収納率	%	99.96	99.99	99.98	b		

### 4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29(2017) 年度)	目標値 (令和3(2021) 年度)	実績値 (令和3(2021) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	公益法人会計基準に則った会計処理	コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a	A	I
②	職員の資質向上に向けた取り組み	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	回	15	20	17	b	C	II

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

## 本市による総括

### 各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

- ・給食物資の調達や学校給食費の徴収等について、令和2(2020)年度までは、「学校給食会の事業」として実施していましたが、学校給食費の公会計化に伴い、当該事業については、「市の事業」と位置付けられたことから、令和3(2021)年度以降の給食物資の調達に関する事業については、学校給食会と市とで、「学校給食用食材調達業務委託契約」を締結し、業務を行うこととなりました。
- ・令和3(2021)年度以降、事業形態は変わりましたが、引き続き、安全・安心で良質な給食物資を大量かつ安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施できるよう努めました。
- ・市立学校の児童生徒を対象とする食育講座については、受講者にアンケートを実施し、今後はGIGA端末の活用などにより、より多くの学校に展開していけるような取組が進められるよう、事業内容の検証・調査研究を行いました。
- ・公会計化前の令和2(2020)年度までの学校給食費に係る未納金については、必要に応じて学校訪問等により状況を把握し、催告状の発送や家庭訪問等を適切に行うことで未納金の回収に努めました。また、回収した未納金は学校給食運営基金の原資とするため、市に譲渡しました。

【令和3(2021)年度取組評価における総括コメント】

- ・当該法人の事業は、1日約11万食にも及ぶ本市の学校給食において、毎日安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に供給していくという公益的使命を達成することが大前提となっております。現在も、給食物資が原因となる給食提供の停止や食中毒事故等を発生させることなく、安定的で円滑な学校給食運営が行われていますが、引き続きこの体制を維持し続け、本市の学校給食事業の円滑適正な運営に寄与していくことを期待します。
- ・食育という視点からは、今後、GIGA端末の活用などにより、より多くの学校に展開していけるような取組を進め、また、アンケートの実施により事業内容の検証・調査研究を進めていくことで、成長期における児童生徒に必要な「食」に関する知識を広く発信していくことを期待しています。
- ・本法人は自主財源の確保や経常利益を上げることが目的としておりませんが、今後もコスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、安定的・継続的な事業運営に努めていただくものと考えています。なお、公会計化前の令和2(2020)年度までの学校給食費の未納金のうち、回収したものは市に譲渡することとなりますが、引き続き、催告状の発送や電話催告、家庭訪問による回収業務を適切に実施し、未納金の回収に努めていただきたいと思います。
- ・本法人は、給食物資の調達等、年間約50億円の事業を担う公益財団法人であるため、事業の推進に当たっては、引き続き正確で透明性のある会計処理を行っていただくとともに、公益財団法人職員としての資質やコンプライアンス意識の向上等につながる取組を推進し、法人組織体制の強化が図られることを期待します。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

## 2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和3(2021)年度)

事業名	安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給
<b>計 画 (Plan)</b>	
指標	給食停止等の発生件数、学校給食用物資納入業者登録数
現状	川崎市学校給食会は、安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給をすることにより、川崎市立学校の給食提供の一翼を担っています。給食用物資の安全面では、「学校給食用物資規格基準書」において、食材について詳細な安全基準を設け、毎月開催する物資選定委員会において、この基準に合格した食材を選定し安全性を確保した上で学校に提供しています。また、市立学校の統一献立における物資の共同購入を行うことにより、安全で安心な給食物資を廉価で安定的に供給しています。
行動計画	引き続き、物資選定委員会を開催することにより、安全で安心な給食物資の供給を目指します。併せて、「学校給食用物資規格基準書」についても、安全性を担保する効果的な基準書となるよう、随時見直しを行ってまいります。また、市立学校の統一献立における物資の共同購入については、事業者への働きかけにより入札参加事業者の増加を図ることで、給食物資をより廉価で安定的に供給していきます。
具体的な取組内容	令和3(2021)年度から学校給食費が公会計化され、学校給食会は市と「学校給食用食材調達業務委託」を締結し、業務を行うこととなります。引き続き、市立学校の統一献立における物資の共同購入を行い、物資の質と安全性を確保しながら委託契約の仕様書に基づき給食物資の購入を行ってまいります。物資選定委員会等で決定された物資は、資料等を通して速やかに学校へ情報提供し、納品時に確認するよう周知を図ってまいります。また、次期「川崎市学校給食用物資納入指定業者登録」の切り替えに向け、登録業者が増加するよう募集を行っていき、登録に当たっては申請業者が給食物資の規格基準を満たした物資を正確に納品できるか十分に調査してまいります。

## 実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3(2021)年度から学校給食費が公会計化され、給食物資の調達については「学校給食会の事業」ではなく、「市の事業」と位置付けられたことから、学校給食会と市とで、「学校給食用食材調達業務委託契約」を締結し、業務を行うこととなりました。</li> <li>引き続き、市立学校の統一献立における物資の共同購入を行い、物資の質と安全性を確保しながら委託契約の仕様書に基づき給食物資の購入を行いました。また、物資選定委員会等で決定された物資は、物資選定委員の学校栄養職員等を通じて速やかに各学校へ情報提供し、納品時に確認するよう周知を図りました。</li> </ul> <p>【指標2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3(2021)年度末までの「川崎市学校給食用物資納入指定業者登録」については、公募期間外であるため、ホームページにて随時登録の相談を都度、受け付ける告知を行い、事業者へ広く周知しました。</li> <li>令和4(2022)・5(2023)年度の「川崎市学校給食用物資納入指定業者登録」の切り替えに向け、令和3(2021)年9月1日から10月13日までの期間で登録業者の募集を行いました。これまでの登録事業者のうち、2社から更新手続の辞退がありました。ホームページでの周知の他、これまでに相談・問合せのあった事業者に対して改めて案内し、丁寧な説明を行った結果、新たに2社から応募があり、次年度からの新規登録につながりました。登録に当たっては申請業者が給食物資の規格基準を満たした物資を正確に納品できるか十分に調査しました。</li> </ul>
----------------	--

## 評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	給食停止等の発生件数	目標値	0	0	0	0	0	件
	説明 給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数	実績値						
2	学校給食用物資納入業者登録数	目標値	28	29	29	28	28	社
	説明 学校給食用物資の入札に参加するために、登録された業者の数	実績値						
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		b						

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・令和3(2021)年度においては、給食物資が原因となる給食提供停止を発生させることなく、安全で安心な給食物資を提供することができました。  
 ・学校給食用物資納入業者登録数については、ホームページにて登録の相談を随時受け付ける告知を行い、事業者へ広く周知しましたが、登録を希望する事業者が、給食会への問合せをした時点では即座に市の規格基準を満たす給食物資の必要数量調達、配送、給食会が定める登録基準を満たすことが困難なことなどから、令和3(2021)年度内の登録事業者の増加には至りませんでした。  
 ・令和4(2022)・5(2023)年度と同水準は維持しました。  
 ・令和4(2022)・5(2023)年度の学校給食用物資納入業者の登録を希望する業者の公募を実施し、新規登録希望業者が給食物資の規格基準を満たした物資を正確に納品できるか十分に調査を行った後、理事会を経て登録業者を決定し、引き続き、令和4(2022)・5(2023)年度についても、28社の登録業者を確保することができました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	52,266	52,817	52,817	52,817	52,817	千円
	説明 直接事業費－直接自己収入	実績値						
行政サービスコストに対する達成度		1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					

### 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

・学校給食費の公会計化により、令和3(2021)年度から不要となった経費(各学校が徴収した給食費を給食会口座へ入金する際の振込手数料等)の削減、消耗品の買い控えなど、経費削減を意識した効率的な事務執行により、事業別の行政サービスコストを目標値未満に抑えることができました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(1)

## 改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I.	現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

## 本市施策推進に向けた事業取組②(令和3(2021)年度)

事業名	給食物資に関する苦情件数の削減
<b>計画 (Plan)</b>	
指標	物資に関する苦情への対応数
現状	学校や学校給食センターからの物資についての苦情は、異物が混入していたケースや髪の毛が入っていたケース、野菜や果物の状態が悪いもの等様々あります。状況を確認し、給食提供前に速やかに交換、代替品等に対応しています。指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。
行動計画	食材取扱い業者に対して、製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、納品業者への注意喚起や指導を行います。また指摘のあった物資の納品業者には、その発生原因の解明と改善策を提出させ、再発の防止に努めています。
具体的な取組内容	物資を検品する際、野菜や果物の一部が傷んでいたり、物資に梱包材が混入してしまったもの等が発見した場合には、給食実施に支障が出ないよう速やかに学校給食用物資納入業者に対し交換等の措置をとるよう指示し、その発生原因の解明と改善策を提出させます。また、給食提供に支障が出るような重大なケースが生じないよう、学校給食用物資納入業者等への指導により事前の防止に努めるとともに、案件発生を想定し、市担当者、学校等の関係者と、連絡、連携を密にします。仮に、同一案件を繰り返す事業者が出た場合は、給食会、健康給食推進室の職員が原因解明と再発防止のため、当該事業者のヒアリングや工場等の立ち入り検査を実施します。

## 実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給食物資の製造過程から学校納入までの安全性の確保に向け、製造過程が原因で発生するクレームが繰り返されないよう、年度当初の給食開始前に、学校給食用物資納入業者に対して、過去に交換対応につながっている主な事例を伝え、メーカーに対しても事前の注意喚起を行うよう改めて指導しました。</li> <li>また、指摘のあった学校給食用物資納入業者には、その都度、発生原因の解明と改善策を提出させた他、必要に応じて改善策の履行状況を確認するなど、再発の防止に努めました。</li> <li>さらに、パンなどの基本物資に関する交換等対応数の削減に当たっては、県下のパン事業者と取引のある神奈川県学校給食会へ訪問し、内容の共有及び対応の協議を行い、製造過程上の運用面での工夫により削減可能ものは積極的に事業者への改善指導を行うよう要請しました。</li> <li>令和3(2021)年度については、上記の取組を通じ、給食の安全かつ確実な提供に重大な支障を及ぼすような状況には至っていないこと、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、給食会や健康給食推進室の職員が直接赴いての工場内の立ち入り検査は実施しませんでした。</li> </ul>
----------------	--

## 評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	物資に関する苦情への対応数	目標値		500	490	480	470	件
	説明 苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等 等に対応した実数	実績値	459	495	444	478	469	
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
<b>法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)</b>								
<p>・全小学校(114校)、中学校自校調理校(4校)、各給食センター(3箇所)に合計約11万食分の給食物資を日々配送しており、年間で扱う物資の総数が非常に多量で、給食物資の製造過程から学校納入までの安全性が確保されるよう、学校給食用物資納入業者を通じたメーカーへの事前の注意喚起、学校給食用物資納入業者に対する指導、改善策の履行状況等の確認、神奈川県学校給食会と連携した納入業者に対する改善指導の要請等を行ったことで、納入事業者等の給食物資に対する安全性の意識が向上したことにより、より安全かつ的確に物資が納入されるようになり、物資に関する苦情への対応数についても、目標値内に抑えることができました。</p>								

<b>本市による評価</b>	<b>達成状況</b>	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	<b>A</b>

## 改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食用物資納入業者を通じたメーカーへの事前の注意喚起や学校給食用物資納入業者に対する指導を継続的に実施することで、クレーム案件の事前防止に努めるとともに、案件発生を想定し、市の担当者や学校等の各関係者との連絡・連携を密に行っていきます。</li> <li>また、クレームを発生させた学校給食用物資納入業者に対しては、提示された改善策の履行状況の確認や必要に応じた工場等への立ち入り検査・ヒアリングなどを行い、再発防止のための指導を徹底していきます。</li> <li>さらに、基本物資に関する交換等対応数の更なる削減に向け、引き続き、神奈川県学校給食会と連携して納入業者に対する改善指導等の取組を行っていきます。</li> </ul>

本市施策推進に向けた事業取組③(令和3(2021)年度)	
事業名	給食物資の規格衛生検査の実施
<b>計画 (Plan)</b>	
指標	食中毒発件数
現状	給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、川崎市健康安全研究所に依頼しています。平成29年度は、検査食品数29品目を対象に、細菌検査等を266件実施し、給食物資の安全性の確保に努めました。
行動計画	引き続き、食材の細菌検査、残留農薬検査等必要な衛生検査を、検査機関に依頼することで、給食物資が起因となる食中毒の発生を未然に防いでいきます。
具体的な取組内容	食材の大腸菌群、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌等の微生物検査、保存料や着色料等の理化学検査を検査機関に依頼、実施し、給食物資の安全性の確保に努めます。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <p>・給食物資が起因の食中毒の事故を防止するため、過去の検査件数の実績等に基づき、市から、食材の大腸菌群、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、セレウス菌等の微生物検査については計107件以上の検査を、保存料や着色料、ヒスタミン等の理化学検査については計106件以上の検査を、それぞれ実施することを求められている中で、民間検査機関による助言を得ながら選んだ検査食品数64品目(市が実施する品目を除く。)を対象に、微生物検査を計134件、理化学検査を計134件、それぞれ民間検査機関に依頼、実施し、給食物資の安全性の確保に努めました。</p>

評価 (Check)								
本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度(現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	食中毒発件数	目標値		0	0	0	0	件
	説明 給食物資が起因の食中毒発件数	実績値	0	0	0	0	0	
指標1に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
・令和3(2021)年度においては、衛生検査として、必要な食材の微生物検査を計134件、理化学検査を計134件実施し、給食物資が原因となる食中毒事故の発生を防止できました。								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	・給食物資における衛生検査の適切な実施により、給食物資が原因となる食中毒の事故の発生を防止できたため。

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
		I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

本市施策推進に向けた事業取組④(令和3(2021)年度)	
事業名	成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進
<b>計画 (Plan)</b>	
指標	食育講座の参加人数
現状	川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行と学校への配布等の事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しています。
行動計画	食育関連事業を継続して実施することで、市施策における食育の推進の一助となるよう努めます。また、各種団体と協力し開催する講座において、児童生徒の参加者数を増やす取り組みを進めます。
具体的な取組内容	給食会職員による、学校給食で取り扱った物資を題材とした出前講座を実施するとともに、受講した児童へのアンケートを行い、実施内容等の充実に向けた検討を進めます。また、川崎市小学校給食教育研究協議会の開催、学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行等を実施します。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3(2021)年度についても、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校給食用物資納入業者の協力による小学校対象のぎょよく教育出前講座は実施できませんでした。その代替として、給食会職員がGIGA端末を活用し、川崎の給食で多く使用されている北海道の食材の動画を食育教材に使用し、小学校2校で講座を実施しました。また、受講した児童へのアンケート調査を行いました。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食献立連絡調整会議への参加、川崎市PTA連絡協議会が主催する食育推進コンテストの後援、給食会だよりの発行と学校への配布等の事業を通して、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育活動を推進しました。</li> <li>・川崎市小学校給食教育研究協議会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小するとともにオンライン開催といたしました。</li> </ul>

評価 (Check)								
本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	食育講座の参加人数	目標値		90	90	100	100	人
	説明 出前食育講座等の参加人数 (なお、指標に対する達成度は食育講座の参加人数をもって評価するものとするが、実績値として、受講者アンケートに回答した児童(無回答の児童を除く。)のうち、内容を理解した児童の割合を別掲の補足指標として設定)	実績値	80	182	304	—	188 (理解度95%)	
指標1に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
・令和3(2021)年度も、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年行っていた学校給食用物資納入業者の協力による出前講座は実施できませんでしたが、給食会職員がGIGA端末を活用して、川崎の給食で多く使用されている北海道の食材の動画を教材に使用し、宮前小学校と旭町小学校で小学校5年生を対象に食育講座を実施し、全体で188人の児童に参加いただきました。また、受講者アンケートにおいて、146人の児童から回答があり、そのうちの約95%の児童が内容を理解したことがわかりました。								

	<b>達成状況</b>	<b>区分</b>	<b>区分選択の理由</b>
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	・学校給食会職員が、GIGA端末を活用して、給食で使用されている食材についての食育講座を2校で実施し、受講者アンケートを実施した結果、回答した児童のうち、約95%の児童から理解を得られており、児童への食育の推進に寄与する取組として一定の成果があることがわかったため。

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

### 3. 経営健全化に向けた取組①(令和3(2021)年度)

項目名	給食費徴収業務の健全化
<b>計 画 (Plan)</b>	
指標	給食費過年度未納金の収納率、過年度分を含めた給食費の収納率
現状	平成29年度の学校給食費収納率は99.9%であり、適切な徴収執行をしています。また、未納金については、法人理事や学校相談担当が給食費未納となっている学校を訪問し、学校と連携しながら回収を進めています。さらに、平成28年度から「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づいた債権放棄を行っています。
行動計画	経営健全化や給食費負担の公平性の観点等から、引き続き給食費徴収を適切に執行し、収納率のさらなる向上を目指します。また、未納金回収、債権放棄についても、回収計画や規定等に基づいて、引き続き実施していきます。
具体的な取組内容	今年度からの学校給食費の公会計化により、令和3(2021)年度以降の学校給食費の徴収については、市の事業となりましたが、令和2(2020)年度までの学校給食費に係る未納金の債権管理は、引き続き学校給食会が担うこととなりました。これまで未納となっている学校給食費は、所在不明の場合や給食会からの納付依頼に応じず様々な理由から回収が不可能な場合など、回収の見込みがない未納金については「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づき債権放棄を行うこととなりますが、引き続き、学校と連携を図りながら未納金を回収するための取組を着実に実施し、適正な債権管理をしていきます。

### 実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1、2関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食費の過年度未納金については、法人理事や学校相談担当が給食費未納となっている学校や家庭を訪問し、学校と連携しながら回収を進め、中学校給食が始まる前は年間約30億円、中学校給食実施後は年間約50億円となる給食費徴収額のうち回収対象となる令和2(2020)年度末までの過年度未納金13,620,611円のうち、令和3(2021)年度は合計4,497,707円を回収しました。</li> <li>できる限りの徴収努力を行う中で、所在不明などにより回収の見込みがない未納金、延べ15人合計446,880円については、最終的に「公益財団法人川崎市学校給食会債権管理規程」に基づき、やむを得ず債権放棄を行いました。</li> </ul>
---------------	---

## 評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
旧 1	給食費の収納率	目標値	/	99.94	99.94	99.95	/	%
	説明 給食費収納予定額に対する実収納額の率 ※個別設定値: 94.94 (現状値の95%)	実績値	99.94	99.82	99.84	99.87	/	
新 1	給食費過年度未納金の収納率	目標値	/	/	/	/	33.00	%
	説明 給食費過年度未納金額に対する実収納額の率	実績値	15.33	25.84	37.77	39.72	33.02	
新 2	過年度分を含めた給食費の収納率	目標値	/	/	/	/	99.99	%
	説明 過年度分を含めた給食費の収納率	実績値	99.96	99.96	99.96	99.97	99.98	
新指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満					
新指標2 に対する達成度		b	※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					

### 法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・令和3(2021)年度から学校給食費が公会計化されたことから、令和3(2021)年度の指標を「給食費過年度未納金の収納率」及び「過年度分を含めた給食費の収納率」に修正しました。過年度未納金については、回収困難なものもある中、家庭訪問を行いながら学校等とも連携し、徴収に努めたことで、4,497,707円を回収し、指標1の過年度未納金の収納率としては33.02%となり、目標を0.02%上回りました。

・一方、指標2として、収納率全体の収納率合いを分かりやすく示し、過年度分だけで捉えるのではなく、全体としての高い目標設定とその実現を目指すことを目的として、平成24(2012)年度以降の「過年度分を含めた給食費の収納率」を設定し、目標値を99.99%と設定しておりましたが、「給食費過年度未納金の収納率」については達成したものの、「過年度分を含めた給食費の収納率」については、全体の母数(これまでの債権額の累積額)と比較して回収額が少なく、収納率の改善に与える影響も極めて小さいこと等により、結果として、目標値を0.01%下回り、99.98%にとどまりました。

本市 による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		B	・過年度未納金の収納率としては目標値を上回ることができたものの、過年度分を含めた給食費全体の収納率としては目標値を0.01%下回っており、今後もより一層、未納の回収に努めていく必要があるため。

## 改善 (Action)

実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I	Ⅰ 現状のまま取組を継続 Ⅱ 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

### 4. 業務・組織に関する取組①(令和3(2021)年度)

項目名	公益法人会計基準に則った会計処理
<b>計画 (Plan)</b>	
指標	コンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	本法人は、給食物資の調達や学校給食費の管理など年間50億円程度の事業を担い、その収支には複数の職員が関わって厳重なチェックも行い、常に代表理事と業務執行理事の決裁を受けています。学校給食費の入金や業者の支払い等は全て金融機関を通して行い、公認会計士による通帳の残高チェックも実施しています。また、日々の収支状況については、当会が導入している会計システムにより公認会計士がリアルタイムでチェックできる機能を備えています。
行動計画	事業の推進にあたっては、引き続き複数のチェック体制、代表理事と業務執行理事の承認、公認会計士の指導等により、正確で透明性のある会計処理を行っています。
具体的な取組内容	財政に係る業務については、複数人によるチェックや公認会計士による定期的な会計確認を実施することで、引き続き法令を遵守をしていきます。

### 実施結果 (Do)

業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の推進にあたっては、日々の収支に係る会計伝票等の複数人によるチェック体制、代表理事と業務執行理事による事業確認、公認会計士による通帳の確認や定期的な指導等により、正確で透明性のある会計処理を行いました。</li> <li>・また、法人内での人材教育等を通して、コンプライアンスを職員等に徹底させました。</li> </ul>
---------------	---

### 評価 (Check)

業務・組織に関する指標	目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値		0	0	0	件
	説明 コンプライアンスに反する事案の発生件数	実績値	0	0	0	0	
指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
<b>法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)</b>							
・コンプライアンスに反する事案の発生もなく、適切に業務を執行できました。							

	<b>達成状況</b>	区分	区分選択の理由
		A	・業務や会計処理に他者の目を入れることにより、透明性のあるより適切な事業執行に努め、コンプライアンスに反する事案の発生もなかったため。

### 改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	公益財団法人川崎市学校給食会	所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
----------	----------------	-----	-----------------

業務・組織に関する取組②(令和3(2021)年度)	
項目名	職員の資質向上に向けた取組み
<b>計画 (Plan)</b>	
指標	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催
現状	公益財団法人職員としての資質向上を図るため、全国公益法人協会で行われている研修会に、月1回、各回2人、神奈川県総務局が開催する研修会に年3回、各回1人を参加させています。
行動計画	公益財団法人に関する各種手続きを理解することや、法人に関わる最新の情報を入手し迅速な対応を図ることは必要不可欠なことです。引き続き研修会への参加を図ることで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図ります。また、研修に参加した職員が講師になり、他の職員に対してコンプライアンス等に関する研修を実施するなど、法人内部での人材育成についても推進していきます。
具体的な取組内容	全国公益法人協会等が開催する研修会に職員を派遣します。また、職員の資質向上のための内部研修を実施するとともに、物価動向については、法人職員用に情報を取りまとめ、給食会職員に配布します。

実施結果 (Do)	
業務・組織に関する活動実績	<p>【指標1関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3(2021)年度は、全国公益法人協会で行われている研修会に年間12回、職員を参加させました。</li> <li>・また、令和元(2019)年度から神奈川県主催の研修会が開催されなくなったため、内部研修を2回から4回に増やしました。研修内容として、経理実務、開示書類、インボイス制度、法改正への対策の研修を行いました。</li> <li>・また、物価動向についての通年での自己研修1回分として、物価情報を取りまとめた資料を年間23号作成し、職員に配布・周知しました。</li> </ul>

評価 (Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催	目標値		17	17	20	20	回
	説明 各種研修会への参加回数、内部研修会の実施回数	実績値	15	17	17	17	17	
指標1に対する達成度		b	<p>a. 実績値が目標値以上  b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満  c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満  d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>					
<b>法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)</b>								
<p>・外部で主催された研修に参加することで、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図りました。また、研修内容等を内部研修資料として活用することにより、法人内部での人材育成についても推進できましたが、令和元(2019)年度から神奈川県総務局が開催する研修会が開催されなくなったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響により研修の機会も限られていたことから、目標には届かず昨年並みの回数となりました。</p>								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多かった E. 現状を大幅に下回った	C

改善 (Action)			
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容	
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II	・これまでの取組による実績と現状を踏まえると、現在の職務を遂行しながら、研修の実施回数を増やしていくことは困難な状況ですが、現状の実施回数でも、法人職員として必要な知識を習得し資質向上につながるよう、外部研修への参加促進や内部研修の内容の充実・改善等を行っていきます。

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	5,219,816	4,983,633	5,056,041	5,408,665
	経常費用	4,958,623	4,989,813	5,159,353	5,412,412
	当期経常増減額	261,193	△ 6,180	△ 103,312	△ 3,746
	当期一般正味財産増減額	261,193	△ 6,180	△ 103,312	△ 241,020
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)				
	当期指定正味財産増減額				
	正味財産期末残高	375,670	369,490	266,178	25,157
貸借対照表	総資産	664,683	518,432	604,244	546,691
	流動資産	570,224	424,204	598,032	541,676
	固定資産	94,459	94,229	6,212	5,015
	総負債	289,013	148,943	338,066	521,533
	流動負債	284,684	145,691	335,880	520,401
	固定負債	4,329	3,252	2,185	1,132
	正味財産	375,670	369,490	266,178	25,157
	一般正味財産	374,670	368,490	265,178	24,157
	指定正味財産	1,000	1,000	1,000	1,000

エラーチェック

OK

OK

OK

OK

本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金		66,736	79,266	65,416	4,732
委託料		191	184		5,403,734
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出捐金(年度末状況)		1,000	1,000	1,000	1,000
(市出捐率)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		200.3%	291.2%	178.0%	104.1%
正味財産比率(正味財産/総資産)		56.5%	71.3%	44.1%	4.6%
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)		69.5%	-1.7%	-38.8%	-958.0%
総資産回転率(経常収益/総資産)		785.3%	961.3%	836.8%	989.3%
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/経常収益		1.3%	1.6%	1.3%	100.0%

法人コメント

現状認識

今後の取組の方向性

本市コメント

本市が今後法人に期待することなど

<p>・令和3(2021)年度からの学校給食費の公会計化により、給食物資の調達については、市と委託契約を締結し、業務を行うこととなりましたが、引き続き、1日約11万食分の物資を一括購入することにより、品質の良い食材を安定的・継続的に供給し、調理する学校や学校給食センターへの確実な配送により、安心・安全な学校給食の一端を担っています。調達方法も学校給食物資納入指定業者による入札や物資選定委員会等により決定し、品質と安全性を保っています。なお、経常収益・費用ともに前年度から増となった主な要因は、新型コロナウイルス感染症に伴う市立学校の一斉臨時休業等があった令和2(2020)年度と比べ、給食提供人員、実施回数が増加したことによるものです。</p> <p>・当期経常増減額が3,746千円の赤字になった主な要因は、当年度の取引に係る租税公課分を計上したことによるものです。</p> <p>・学校給食費の公会計化に伴い、令和2(2020)年度以前に本法人が徴収、管理してきた過年度の学校給食費の剰余金232,777千円(令和3(2021)年度の次期方針策定時の見込みより8,245千円の増)及び令和3(2021)年度中に回収した未納給食費4,497千円については、本市への繰出額として、「経常外費用」に237,274千円を計上し、協定に基づき本市へ譲渡しました。</p> <p>・上記により、当期一般正味財産増減額は、241,020千円の赤字となったものです。</p>	<p>・令和2(2020)年度以前の学校給食費の未納金について、各年度中に回収した未納給食費は、市に譲渡することとなりますが、今後より一層、未納の回収に努めてまいります。</p> <p>・回収した令和2(2020)年度以前の未納給食費を、市が受け入れ、「学校給食運営基金」に積み立てることによる正味財産の減少はございますが、引き続き、コスト意識を持った効率的・合理的な事務執行体制の構築を図り、収支相償・収支均衡を意識した安定的・継続的な事業運営を行ってまいります。</p> <p>・なお、令和3(2021)年度の本市への繰出額(経常外費用)が、左記次期方針策定時の見込みより増加したこと等に伴い、経営健全化に向けた事業計画の指標となっている「正味財産の推移」に影響が生じることから、目標値を以下のとおり変更します。 【「正味財産の推移」の目標値】 R4: 35,999千円⇒24,007千円 R5: 35,424千円⇒23,432千円 R6: 35,137千円⇒23,144千円 R7: 34,993千円⇒23,000千円</p>	<p>・当法人は安全・安心で良質な給食物資を安定的・継続的に調達するという公益的使命を果たすことで、1日約11万食にも及ぶ本市学校給食の根幹を支えてきた、給食の円滑な実施に不可欠な法人です。しかし、当法人の事業内容には収益性がなく、基本財産も少額で運用収入による独立採算を求めるとも困難であるため、引き続き、市からの委託料及び補助金により、組織運営に必要な人件費、事務経費等を執行してまいります。今後も効率的・合理的な事務執行に努めることで、安定的・継続的な事業運営の維持に努めていただきたいと思います。</p>
---	--	--

(2)役員・職員の状況(令和4年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	2	0	2	7	0	1
職員	4	0	0	7	0	2

【備考】

- 総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解
- 理由
- 今後の方向性

## 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和3年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく最終年度の評価となるものであり、引き続き、コロナ禍で工夫を要する年度となりましたが、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図るとともに、昨年度策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4～7年度）」の取組へと円滑につながっていくものとなります。**

### 1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

# 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
14	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
21	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

# 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## 2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 <b>法人が指標を設定</b>	本市施策との <b>連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定</b>
様式や指標の見直し	<b>様式・指標ともに複雑・多岐</b>	様式については、 <b>最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定</b> 指標については、 <b>最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定</b> ただし、 <b>成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定</b>
評価の客観性向上のための仕組づくり	<b>内部評価後、結果をホームページにおいて公表</b>	内部評価に <b>外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表</b>

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

#### ●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$  実績値 $\geq$ 現状値 (個別設定値)
- c. 現状値 (個別設定値)  $>$  実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$  実績値

●現状値と目標値が同じ(現状値維持)であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、方針の参考資料(指標一覧)に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)

#### ●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上(良い)の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

#### ●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

#### ●0に抑えることを目標にしている場合(コンプライアンスに反する事案の発生件数等)

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

#### ●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値(個別設定値) $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値(個別設定値)
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

# 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→      3.00      2.67      2.00      1.33      0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能  
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

# 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコストに対する達成度	1). 実績値が目標値の100%未満	2). 実績値が目標値の100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

# 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## (参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

### ④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</li> <li>・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択</li> </ul> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択</li> </ul>
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</li> <li>・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。)</li> </ul> <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択</li> </ul>
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

# 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

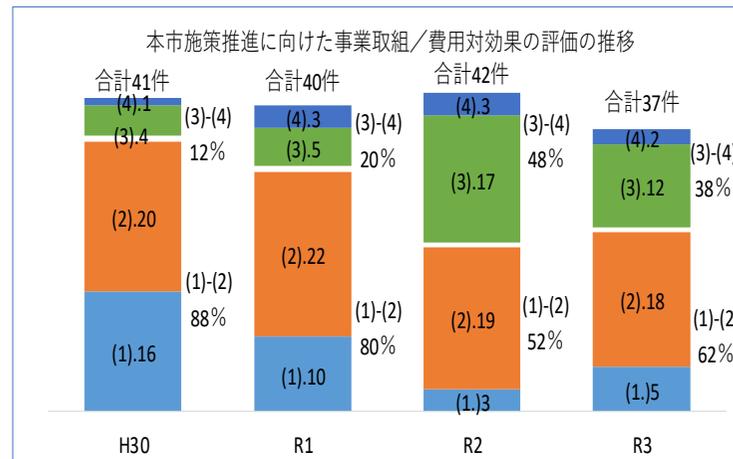
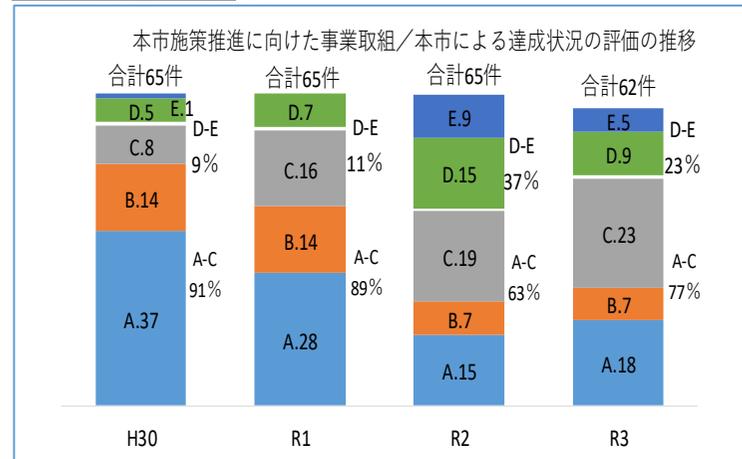
## 3 令和3年度 取組評価の総括

・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で62件の取組（うち37件の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約77%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約62%と、**コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し、実績の改善が見られた取組が多くある一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約23%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約38%と、引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組も散見**されるところです。

・同様に経営健全化に向けた取組においては、33件の取組があり、**本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約61%と、実績が改善した取組があるものの、「D又はE」となったものが約39%と経営健全化の状況は本市施策推進に向けた事業取組ほどの回復傾向とはなっていない状況**です。

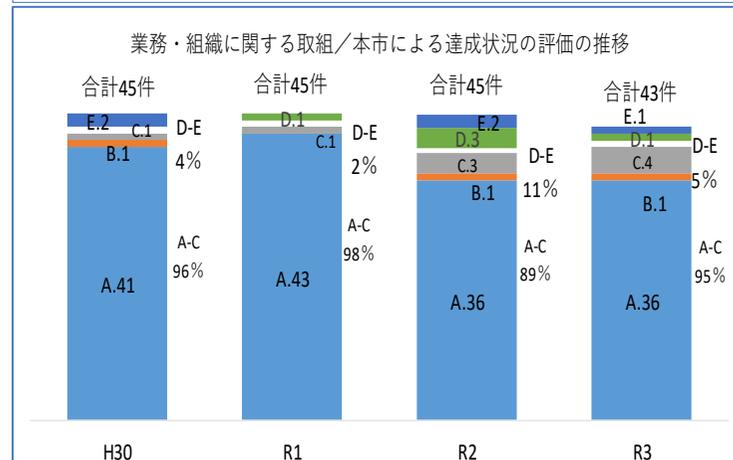
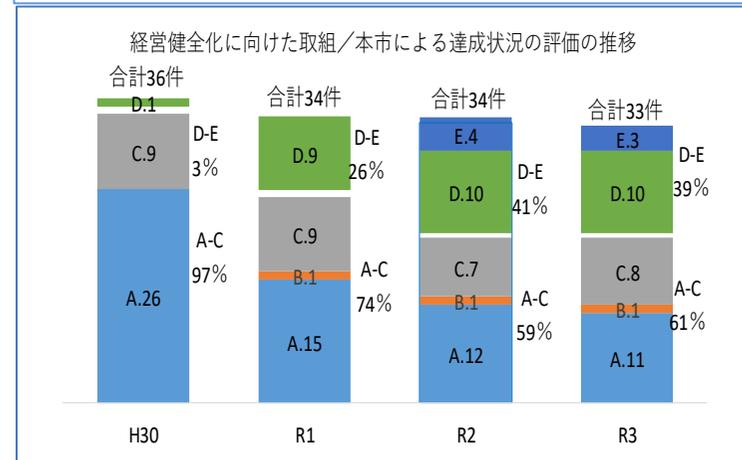
・業務・組織に関する取組については、43件の取組があり本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、「D又はE」となったものが約5%と**ほぼコロナ禍前の状態に戻っていますが、Eとなったものには留意が必要**です。

・上記取組について、4年間を総括すると、**前半の2年間は、何れの取組についても一定以上の成果がありました**が、後半の2年間は、**新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組について、成果がやや限定的となったところがあるものの、回復傾向が見えてきたことから、今後その一層の推進が必要**です。



＜本市の達成状況の評価区分＞

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った



＜費用対効果の評価区分＞

- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

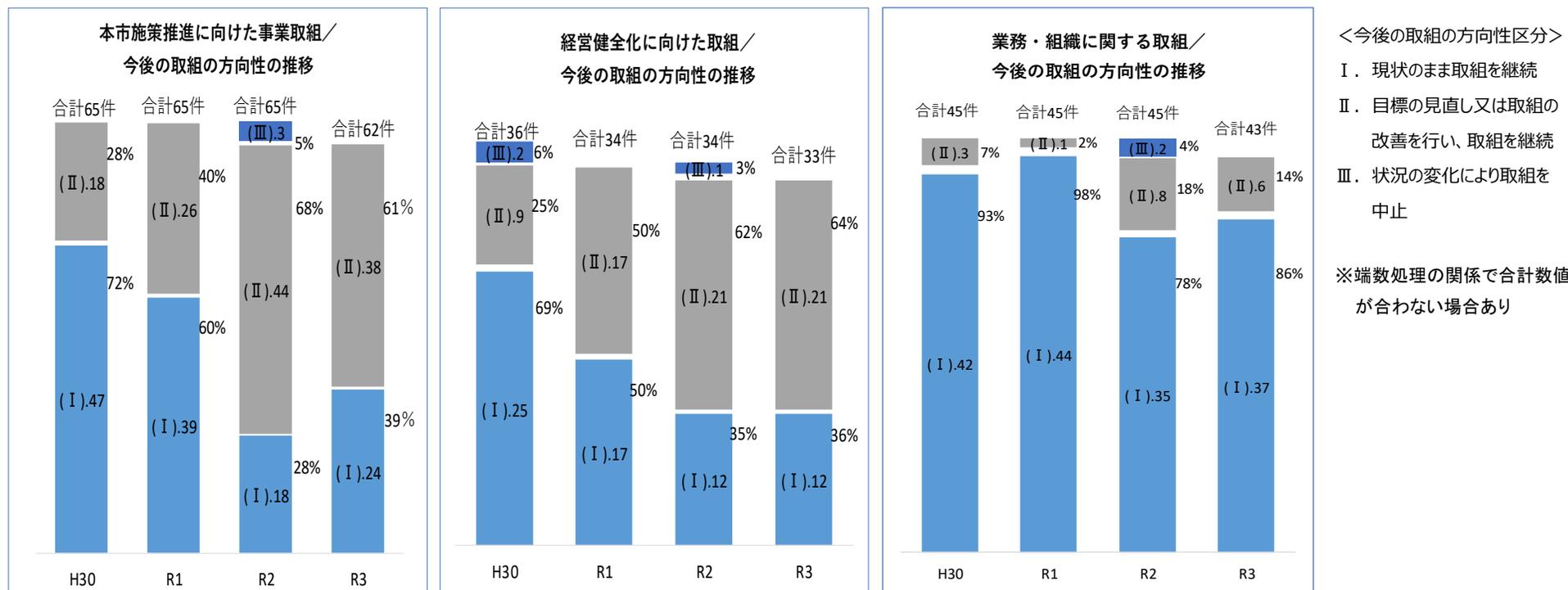
# 令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

## 4 令和3年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

・下表の各取組において、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅰ」となった約39%、36%、86%のもの（何れも前年度より増）については、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要**です。

・各取組において、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となった約61%、64%、14%のもの（何れも前年度以下）については**改善効果があった取組の有無等をより細かく分析し、新型コロナウイルス感染症からの回復度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていくことが求められます**。

・ただし、令和3年度の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和4年度からの財務見通しについて精査した結果、適切な目標管理をし得ないものもあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うもの**とします。



令和4年8月5日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和3年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議  
結果について

令和4年度第1回及び第2回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等23法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和3年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。



令和3年度 出資法人「経営改善及び連携・活用  
に関する取組評価」の審議結果

令和4年8月

川崎市行財政改革推進委員会

## 目 次

### 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

### 2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 目標未達成の取組の要因分析と対策
- (2) 現行の経営状況を踏まえた DX や GX への対応

### 3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

#### 【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

## 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

### (1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 3 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 4 年目（最終年度）の評価となるものであるため、評価全般に対し 4 年間の総括を行い、また、総じて、令和 3 年度に策定した新たな「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組のほか、コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し実績の改善が見られた取組や社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

### (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 138 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

### (3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 138 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と 4 年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画 (Plan) して、当該計画に対する実施結果 (Do) を記入し、実績値の評価 (Check) を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善 (Action) の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

## 2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の 60% 台から 70% 台となっており、前年度から、コロナ禍にあっても実施手法等を工夫し、実績の改善が見られた取組が多くあったものの、経営健全化の状況は本市施策推進に向けた事業取組ほどの回復傾向とはなっていない状況もあり、また、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の 20% 台から 30% 台と、引き続き、方針策定時の現状を下回る目標未達の課題のある取組も散見される場所である。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが 90% 超、「D 又は E」となったものが 10% 未満と、ほぼコロナ禍前の状態に戻っていると認められるものの、E となったものには留意が必要である。

上記取組について、4 年間の総括をすると、前半の 2 年間は何れの取組についても一定以上の成果があったが、後半の 2 年間は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、本市施策推進に向けた事業取組と経営健全化に向けた取組について、成果がやや限定的となったところがあるものの、回復傾向が見えてきたことから、今後より一層の推進が必要である。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 目標未達成の取組の要因分析と対策

＜本委員会の意見＞

新型コロナウイルス感染症の影響は、他の団体にも同じく生じている中で、業務改善や経営改善ができていない団体もあり、どこまでが社会的な影響で、どこまでは改善努力をしてもらうのかという線引きが必要と考える。

＜市の見解＞

新型コロナウイルス感染症の影響による目標未達成の取組の要因分析と対策については、従前からの年次での取組評価の際の原因究明に加えて、1年間のPDCAサイクルを回す過程において、年度当初の計画（Plan）の具体的な取組内容の作成時に各取組に基づく実績目標を想定し、年度途中で取組の見直しなども行い、その結果として、改善努力が十分であったのか、それとも、社会的な影響によったのか、確認できるようにしていくことが必要と考える。

(2) 現行の経営状況を踏まえたDXやGXへの対応

＜本委員会の意見＞

コロナ禍における売上状況は厳しいものであると認識しており、それを踏まえて、DX（Digital Transformation）やGX（Green Transformation）に対応した戦略的な判断が必要であると感じる。現状のあり方で良い訳ではなく、機動的に経営変化を図っていくべきである。

＜市の見解＞

出資法人においても社会経済環境や市民ニーズの変化等に柔軟に対応することは必要と考えているが、行っている事業や対象者、財源等も法人によって様々であり、一概にDXやGXへの対応を求めていくことは難しい側面もあると考える。しかしながら、市役所の動きや民間企業における事例を共有していくことは有用と考えており、研修の場の活用や出資法人へのヒアリングの機会等を通じて、DXやGXに対する考えを確認し導入を促すなど、機運の醸成を図っていく必要があると考える。

### 3 個別の評価に関する審議結果について

#### (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	<p>「魅力的な企画の実施や効果的な広報を展開した」にもかかわらず、目標を達成できなかった理由を説明いただきたい。</p> <p>それは市民・利用者に理由があるのか。社会的な要因であるのか。財団の取組・手法に原因があるのか。</p> <p>もし市民や社会要因であれば、そのような「悪い状況」に財団としてどのように対応するお考えか。</p> <p>財団の取組に原因があるとするれば、それはどのような要因か。</p> <p>評価の結果について、財団としてはどのように受け止め、対策を検討されているのかお考えをお聞きしたい。</p>	<p>財団本部事業と指定管理事業の各文化施設の稼働率や主催事業の参加者数が目標を達成できなかった理由といたしましては、新型コロナウイルスなど社会環境の変化に大きく影響を受けたものであると認識している。</p> <p>具体的には、実施結果（Do）や評価（Check）の指標に対する法人コメントに記載があり、各施設の利用時間の繰り上げのほか、施設利用及びイベント実施において、引き続き、利用人数の制限があったことも影響しているため、その旨を追記した。</p> <p>当財団では、そうした社会環境の変化に加え、事業の特性を踏まえた取組として、引き続き、新聞社等へのプレスリリースや子ども狂言教室の校長会を通じた小中学校への周知等効果的な広報、21ホールの月利用制限の緩和、能楽堂やアートガーデンかわさき</p>

		<p>等の稼働率向上に向けた多目的利用、観光協会と連携した指定管理施設に係る広報、地域の文化資源やIT技術を活用した多様な文化芸術事業の実施を図るとともに、令和3年度に作成したラゾーナ寄席のPR動画の配信、川崎浮世絵ギャラリーでの人気作品の企画展示等市民ニーズを踏まえた事業企画、観光関係企業等への働きかけの一層の推進などを行いながら、本取組を継続していくことが分かるよう、各改善(Action)の具体的な内容を整理・補記させていただいた。</p>
--	--	--

<p>国際交流協会の国際交流促進事業及び多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナ禍で活動が実施しにくい環境の中、国際交流の関係者のニーズに対応して、迅速なオンラインへの移行、対応などを行い、多くの必要な事業・サービスを提供できたことは高く評価できる。</p> <p>他の団体においても参考とすべき取組であり、協会職員の方の話を、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考えている。</p>	<p>国際交流促進事業及び多文化共生推進事業において、オンラインによる講座や相談対応などの効果があった背景としては、コロナ禍の状況に加え、外国人市民や留学生など、事業の対象者がオンライン手法に馴染みやすい側面もあったものと理解している。</p> <p>そうした各事業の状況に応じて、法人が講じた「講座や相談事業におけるオンライン手法の導入策」については、事例紹介等の機会があるのであれば、必要に応じて対応していきたいと考えている。</p>
<p>国際交流協会の国際交流促進事業について</p>	<p>目標が未達成となっているため、今後はポストコロナを見通しつつ、オンラインの積極的な活用等を通じた柔軟な事業推進方策を検討すべきではないか。</p>	<p>国際交流促進事業においては、コロナ禍の影響や事業の内容に応じて、柔軟にオンラインによる対応を実施してきた。</p> <p>しかしながら、コロナ禍による会議室等の定員制限や外国人留学生の入国制限等もあり、目標が未達成となってきたことから、その制限解除を注視するとともに、今後のオンライン化の普及に向けた環境整備を行った上で、引き続き</p>

		<p>き、オンラインによる取組を継続し、目標値の達成を目指していく旨を改善(Action)の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>引き続きウィズコロナのスポーツ振興及び指導者育成に注力されたい。</p>	<p>スポーツ振興事業と指導者育成・派遣事業は、川崎市と連携を図りながら実施するスポーツ協会の根幹となる事業と考えている。</p> <p>スポーツ協会においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は多くの事業が中止を余儀なくされましたが、令和3年度は大きく回復傾向にあった。</p> <p>今後も、事業を進める上で、感染症対策に万全を期すとともに、講演会や教室、研修などでは、状況に応じてオンライン等を活用しながら、次期方針に基づき、スポーツ振興事業と競技選手強化・指導者育成事業について、目標を達成するべく注力していく。</p>

<p>かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について</p>	<p>コロナ禍におけるサービス供給のあり方の変更の検討は正しかったと言えるのか。</p> <p>「安全安心な場の提供」機能は大きな影響を受けたかもしれないが、地域での活動参画や多世代交流の活性化などについてはDX的な施策への変更等はなかったのか。</p> <p>そもそも、わくわくプラザ登録率が50%弱という目標設定でいいものなのか。</p>	<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の発令と解除が繰り返されたことにより、地域や関係機関等との連携についても、オンラインの活用を図りながら企画・実施をしたが、延期や中止にせざるを得ない行事も多くあり、前年度実績からは、1.7倍程度の増となったものの、目標達成とはならなかったものである。</p> <p>わくわくプラザの登録率は、指標の説明にあるとおり、小学校の在校児童数に対するわくわくプラザの登録者の割合を表しており、小学校高学年などを含めると、現状の目標設定は、これまでの実績から、妥当な範囲のものであると認識している。</p>
-----------------------------------	---	---

<p>かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について</p>	<p>わくわくプラザの登録率の減少は、コロナ禍で致し方ない面もあるが、登録の潜在的なニーズは存在していると考えられることから、感染状況の動向を見極めつつ、利用制限の解除に向けた具体的な筋道を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による、わくわくプラザの利用制限の解除については、御指摘のとおり、潜在的ニーズのあるものと認識しているので、本市の行政運営方針や感染症の状況、学校等における対応などを踏まえて、検討していく必要があると考えていることから、その旨を改善（Acton）の具体的内容に追記した。</p>
<p>川崎アゼリアの施設環境整備事業及び店舗活性化推進事業について</p>	<p>コロナ禍における実店舗の売上状況は、他の地域・商業施設においても厳しいものであると認識している。</p> <p>アゼリアの役割として、他の民間商業施設と同様に、利益の最大化を追求していくのか、コロナ禍を踏まえて新しい生活様式、DXやGXに対応した商業施設として生まれ変わっていくのか、政策的・戦略的な判断が必要であると感ずる。</p> <p>「売らない店舗」など、購買はオンラインで、体験や評価を行う場としての実店舗を活用する例なども出てきている。</p>	<p>アゼリアの役割として、安定した経営基盤を確立するため、まずは増収に向け、ウィズコロナの状況を踏まえ、既存店舗の区画・業種構成の最適化や新たな店舗誘致、また、広場等を活用した短期催事の積極的な開催などに取り組んでいく。</p> <p>DX化については、全社的な業務プロセスの見直しを行うこととしており、見直しの過程において、社内業務のDX化に取り組むとともに、データ活用による業務の高度化や効率化を図っていく。</p> <p>商業施設としての対応につい</p>

		<p>ては、今後店舗等のニーズの把握に努めていく。</p> <p>CO2の削減やGXの取組については、EV車を含むカーシェアリングの拠点整備や街内照明設備のLED化、再生可能エネルギーなどの導入及び利用促進等に向けて取り組んでいく。</p>
川崎アゼリアの施設環境整備事業について	事業別の行政サービスコストの年度ごとの変動が大きい、主な内訳を知りたい。	<p>当該「事業別の行政サービスコスト」については、法人として、本市施策推進に向けた事業取組ごとに収支を算出することができないため、法人の事業全体で「行政サービスコスト」を算出している。</p> <p>その上で、年度ごとの変動が大きい令和元年度から令和3年度にかけての変動の主な理由（内訳）を挙げると、令和元年度から令和2年度では、光熱水料費などの直接事業費が約1.2億円減となる一方で、不動産賃料収入等の直接自己収入も約3.6億円減となり、行政サービスコストが約2.4億円増となったものであり、令和2年度から令和3年度では、光熱水料費の増と人件費</p>

		<p>の減により、直接事業費が約300万円増となる中、不動産賃料収入等の直接自己収入は約7,800万円増となり、行政サービスコストが約7,500万円の減となったものである。</p>
<p>身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について</p>	<p>対コロナ禍においても機動的に対処されたことがうかがえる。</p> <p>自立支援への誘導が大事なはずであり、施策効果を絶えず把握しつつ事業のあり方を考えるべき。</p>	<p>当該「障害者社会参加推進事業」は、障害者の社会参加が進むよう、社会生活に必要な能力の習得や、生きがい活動、スポーツ・文化・芸術活動の機会提供を、それぞれの障害特性に配慮しながら、実施している。</p> <p>具体的には、視覚障害者を対象とした手芸やヨガ、料理教室、聴覚障害者を対象とした講演会、難聴者を対象とした手話勉強会、障害種別を問わない書道教室、スポーツ大会などを実施している。</p> <p>そうした中で、自立支援に向けた施策効果を直接的に上げていくことは難しい側面もあるが、各会の開催に当たっては、前年度の参加者の意見を踏まえ、関係（当事者）団体と十分に協議を行った上で、内容の検討・調整を行い、新たな活動なども取り入れていくことを改善（Action）の具体的内</p>

		<p>容に追記した。</p> <p>本改善の取組により、今後についても、参加者にとって、満足度が高く、諸能力の向上につながるような効果的な内容となるよう工夫していくが、自立支援に向けて直接的に施策効果を上げていくものとしては、次期方針に位置づけた、中部身体障害者福祉会館指定管理事業内で行われる就労継続支援事業などの取組を併せて推進していくことが必要であると考えている。</p>
<p>みぞのくち新都市の地域還元事業について</p>	<p>コロナ禍で遊び場が不足する子どもたちに、屋上スペースを活用して楽しんでもらう、という事業は大変素晴らしいと感じる。</p> <p>他の施設を持つ部署・所管課・団体にも横展開すべき「川崎モデル」となる取組と感じる。</p> <p>他の団体においても参考とすべき取組であり、法人職員の話や、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考えている。</p>	<p>ノクティ2屋上広場の保育園開放については、園庭のない保育所を近くに多く有する地域性を踏まえ、地域還元の視点から高津区役所との密接な信頼関係の構築を背景とした適正な役割分担と連携のもとに成立している取組であり、他の出資法人において同様の横展開を図るには、そうした地域性や条件に適合する施設の有無のほか、例えばセキュリティの課題、責任の所在の明確化などの課題解決の必要が想定される。</p> <p>しかしながら、本取組をより多くの方に知ってもらうこと</p>

		<p>は有用であると考えることから、今後とも高津区役所と連携しながら、ホームページ等による屋上利用の案内を検討するなど、より効果的な取組を進めていく。</p>
<p>みぞのくち新都市の地域還元事業について</p>	<p>対コロナ禍においても機動的に対処されたことがうかがえる。</p> <p>屋上保育園開放は大成功ということか。目標が保守的過ぎたのか。</p> <p>施策効果を絶えず把握しつつ事業のあり方を考えるべき。</p>	<p>ノクティ2屋上の保育園開放利用数については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が顕著であり、2回に止まった。</p> <p>令和3年度は利用促進を図るため、区役所と連携し利用案内や感染症対策の注意をパンフレットにまとめ保育園施設連絡会で周知を図った。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中で、適度な運動の必要性が注目され、また、屋外での運動は比較的感染のリスクが低いとの考えも明らかになったことなどから、大幅に関心と需要が高まったものと考えており、実施結果（Do）の活動実績や評価（Check）の法人コメントにそうした要因を追記した。</p> <p>今後に向けても、今回の結果を踏まえ、適切な指標及び目</p>

		<p>標設定のもと、事業を進めていく必要があると考えていることから、その旨を改善(Action)の具体的内容に、追記した。</p>
<p>公園緑地協会の公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業について</p>	<p>コロナを言い訳に努力不足ではないか。アフターコロナ時代の公園緑地のもつ価値を再定義して考えるべきではないか。</p>	<p>努力不足との指摘については、イベント等実施回数について、新型コロナウイルス感染症への感染対策の徹底のほか、世代を超えた市民協働活動の拡充にも留意し、できる限り開催可能なイベント等を実施したところであり、そうした点を実施結果(Do)や評価(Check)の指標に対する達成度の法人コメントに記載した。</p> <p>ばら苑の来苑者数についても、コロナ禍の中、安全対策を十分にして、2年ぶりに春と秋の開放を行うことができ、前年度からは2倍超の来苑者となったことや、コロナ禍で来苑できない方々には、ホームページで園内の様子やばらの紹介、開花情報などを周知し、市民サービスの向上に努めたことを、実施結果(Do)や評価(Check)の法人コメント</p>

		<p>に記載した。</p> <p>アフターコロナの公園緑地の持つ価値については、改善（Action）の具体的内容において、市民の憩いの場として公園緑地の存在が再評価されてきていることに触れていることから、積極的な広報を行っていくことを追記した。</p>
<p>公園緑地協会の公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業について</p>	<p>Park-PFI、PFI、コンセッションなど、多様な活用が図られる都市公園。生田緑地のばら苑及び公園全体として、どのようなあり方を目指していくのか、明確にする必要があると考える。</p> <p>集客装置としての公園緑地に着目し、民間事業者と連携し商業的なサービスも含めて収益をあげて、それを公園の維持管理にあてていく考え方を（南池袋公園などが代表例）をとるのか、公共的・公益的な価値の実現を目指し、できる限り効率的な運営を行う考え方をとるのか。</p>	<p>生田緑地については、平成 25 年度から生田緑地全体の広報や緑地と各文化施設の維持管理業務等を統合し、指定管理者制度による横断的な管理運営を行っているが、今後は、ばら苑を含めた生田緑地全体の魅力向上の視点も踏まえた、より効率的、効果的な管理運営手法のあり方を検討していく必要がある、生田緑地全体の整備状況及び周辺まちづくりの取組を踏まえた「生田緑地ビジョン」の改定を進めるとともに、併せて「生田緑地ばら苑管理・運営整備方針」を令和 5 年度に策定予定である。</p>

	<p>その判断を行った上で、それを外郭団体が行う必要があるのか、という判断も必要であると考えている。</p> <p>他の都市公園も含めて、令和5年度を目途に公園の位置づけに関する仕分けを行う必要があるのではないかと感じる。</p> <p>タイミングを遅らせることで、中途半端な公園運営となり、トータルコストのロスにつながる。</p> <p>また、コロナ後の新しい活動が再開される中で、「出遅れ」は集客等において致命的なダメージとなる。</p>	<p>外郭団体が実施する必要性については、上記検討の中で例えば周辺施設との一体管理（指定管理）が最善であるという結論に至った場合には、協会管理に固執する必要はないと考えている。一方で、現状のばら苑管理はボランティアを活用し運営しているが、これには協会がこれまで築いてきた、ボランティアとのネットワーク等が有用であるとも考えていることから、この点も踏まえて、最善の管理運営方法を検討していく。</p> <p>なお、他の市内都市公園の仕分け（位置づけ）については、令和2年度パークマネジメント推進方針を策定し、一定の規模があり、民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入の検討対象とすることとしている。</p>
--	---	---

<p>学校給食会の成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進について</p>	<p>コロナ禍において、GIGA スクール端末を活用した食育の実施により、多くの成果を得たことは大変素晴らしいことと評価する。</p> <p>他の地域へも展開できるような模範的な取組であり、企画・実施をされた職員の方々のご努力に敬意を表する。</p> <p>また、他の団体においても参考となることから、講演会・研修会などが実施できるとよいと考える。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、それまで実施してきた学校給食用物資納入業者の協力による出前講座の実施が困難な状況となり、その代替として、令和3年度は、GIGA 端末を活用した食育講座を2校で試行的に実施したところである。</p> <p>GIGA 端末を活用することで、給食会の限られたマンパワーの中でも、より多くの児童に食育の機会を提供することが可能となることから、今後は、学校数を増やししながら、児童の成長期における「食」に関する知識を高めていけるよう、市と連携して取組を推進していく。</p> <p>本取組は食育の推進に寄与するためのものであり、同様の取組を行う法人は想定しておらず、当法人から他団体への事例紹介までは予定していないが、本取組において一定の効果が確認できた場合には、GIGA 端末の活用事例として、教育委員会内での情報発信について検討していく。</p>
--	--	--

<p>生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について</p>	<p>コロナ禍にもかかわらず、各施設への広報に加え、一部の町内会へ直接お知らせを行うことで、新規開拓をなされたことは、職員の方々のご努力の賜物であり、高く評価する。そのことで、潜在的な受講生を受け入れることができ、受け入れ人数が増え、先生が増え、目標を上回る結果が出たことはとても素晴らしいと感じる。</p> <p>他の団体においても参考とすべき取組であり、財団職員の方の話を、講演会・研修会などで他の団体関係者へ聞いていただく機会を設けることが効果的であると考えている。</p>	<p>寺子屋先生養成事業については、従来、市民館などの各施設で広報を行ってきたところであるが、先生の養成が必要な大師小・夢見ヶ崎小などの学区内の町内会へ直接広報を行うことにより、新たな受講生の確保につなげることができたことから、今後についても、工夫して事業の実施に努めていく。</p> <p>団体同士の情報共有については、類似する取組があれば、その実施手法や成果等を共有し、活動の充実に努めていく。</p>
<p>生涯学習財団の寺子屋先生養成事業について</p>	<p>行政サービスコストが目標値を超えていることから、コスト削減に努めつつ、効果的な事業展開のあり方について検討すべきではないか。</p>	<p>寺子屋先生養成事業については、市からの委託事業として実施しているところであり、令和3年度については、寺子屋先生養成講座の開催回数が増加したことにより、行政サービスコストが増加している。</p> <p>ただし、過去2年間と比較して受講者数が1.5倍から2倍超に増えていること、また、</p>

		<p>これに伴い、講座受講者1人あたりで換算した場合の行政サービスコストについても、過去2年間と比較して、コストを抑えることができていることから、そうした状況を評価（Check）の行政サービスコストに対する法人コメントに記載するとともに、今後についても費用対効果の高い事業展開を行っていく旨を改善（Action）の具体的内容に追記した。</p>
<p>生涯学習財団の生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業について</p>	<p>「方向性の具体的内容」でも示されているように、ポストコロナを見据えたICTの活用は重要である。</p> <p>また、次期方針で事業参加者満足度を指標として想定している点は評価することができる。</p>	<p>改善（Action）の方向性の具体的内容に示した、ICTの活用については、かわさき市民アカデミーと協働で実施している「市民アカデミー地域協働講座」をはじめとする各種講座・学級の実施にあたって、対面とオンラインを併用して事業を実施していくことを想定したものである。</p> <p>また次期方針において、事業参加者満足度を把握することで、満足度の高い講座を多く開講することができるなど、事業参加者確保に向けた方策を講じることができると考えている。</p>

<p>生涯学習財団の生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業について</p>	<p>令和4年度はコロナ対策を取りつつ目標値達成の目処はあるか。</p>	<p>各種講座・学級の実施にあたっては、引き続き、対面とオンラインとの併用で事業を実施するなど、ICTを積極的に活用していくことで、目標値の達成を目指している。</p> <p>令和4年7月15日時点においては、新型コロナウイルス感染症対策を取りつつ事業を実施することで、事業参加者数が延べ3,400人程度となるなど、順調に実績値を伸ばしているものの、今後の感染症拡大状況により、原則オンライン実施としていても一部については、対面でしか実施できない事業もあることから、市民の安心・安全のために中止等の判断をせざるを得ない場合もあると想定している。</p> <p>また、令和4年度の取組からは、これまで指標としていた事業参加者数のみならず、事業参加者満足度を指標として追加することで、より一層効果的な事業実施につながるものと考えている。</p>
--	--------------------------------------	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>文化財団の自主財源の確保及び自律的な事業運営について</p>	<p>自主財源の確保及び自律的な事業運営に向けて、目標が達成できていないことの要因は、①利用者、②社会、③財団のどこにあるのか。</p> <p>それに対して、対策を取り、結果を出すという責任は、誰が負っているのか。</p> <p>改善の方向性として示されているものについて、対策毎の改善見込み(金額)とそれを行うための体制、手順、工程を明らかにしてすることが必要であると考えます。</p>	<p>自主財源の確保及び自律的な事業運営の取組についても、上記施策推進に向けた取組に連動して、新型コロナウイルスなど社会環境の変化に大きく影響を受けたものであると認識しており、実施結果 (Do) や評価 (Check) の指標に対する法人コメントに記載があるとおおり、各施設の利用時間の繰り上げのほか、施設利用及びイベント実施において、引き続き、利用人数の制限があったことも影響しているため、その旨を追記した。</p> <p>本取組に対する結果責任は、経営に関するものであり、当財団が負うものと考えているが、今後に向けては、施設利用料収入等の増収が図られるよう、利用促進策としてのPR動画の配信や21ホールの月利用制限の見直しの継続を図るとともに、浮世絵ギャラリーのミュージアム川崎でのワークショップブースの出展、同ギャラリーの観光関係企業等へ</p>

		<p>の働きかけのほか、川崎駅周辺イベントでのグッズ販売、パラアート事業における文化庁補助金の獲得、ミュージアムやパラアートに係る協賛金の募集など、引き続き自己収入の増加に向けた取組を継続していくことを、各改善 (Action) の具体的内容の中で整理・補記した。</p> <p>各取組のうち、利用促進等を図るものについては、改善額を見込むことは難しいものであるが、パラアート事業における文化庁補助金は、令和4年度も2,889千円を獲得し、引き続き、情報収集に努めるとともに、ミュージアム協賛金については、昨年度1,769千円の収入があったメニューについて、今年度もその獲得に向けて募集を行っているところである。</p>
<p>国際交流センターの自主財源の確保に向けた取組について</p>	<p>オンラインによる事業展開に即した収入確保の方策を具体的に検討すべきではないか。</p>	<p>令和3年度におけるオンライン講座(有料)による対応については、6講座で60回、延べ1,270千円の参加料収入があったところであり、当該実績を実施結果 (Do) に記載したと</p>

		<p>ころである。今後は、コロナ禍の状況や対象者のニーズ等を踏まえながら、講演会や各種講座等について、ZOOM等を活用したオンラインによる実施が円滑に図られるよう環境整備を行うなど、財源確保に向けた取組を進めていく旨を改善(Action)の具体的取組内容に記載した。</p>
<p>スポーツ協会の正味財産額及び正味財産収入の増加について</p>	<p>コロナ対策を取りつつ、正味財産額の維持や収入の増を図ることが可能ではないか。まさに民間スポーツ団体の事例を参考に経営改善に取り組まれない。</p>	<p>スポーツ協会は、令和元年度決算において、13,285千円の赤字があり、赤字の解消が急務であったことから、令和2年度には、赤字が顕著な事業及び目的を果たし終えた事業を廃止又は共催事業として他の団体に移管するなど見直して、公益目的事業41事業を31事業に削減するなどの事業の効率化を図ってきた。</p> <p>このことにより、令和2年度は赤字が解消され、正味財産額が維持できるものと判断していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止を余儀なくされ、赤字決算の解消には至らなかった。</p>

		<p>しかしながら、令和3度からは回復傾向にあり、かわさき多摩川マラソンなど収益が見込める事業が実施できれば、令和4年度は収支相償となり、正味財産額も維持できるものと考えている。</p> <p>収入増については、スポーツ協会役員会や民間出身の役員を中心に、収入が見込める事業の可能性を検討し、ご指摘いただいた点も踏まえ、経営改善に取り組んでいく。</p>
公園緑地協会の経費の削減について	一般管理費の低減は成り行きに過ぎない。	一般管理費の低減は、職員退職による成り行きに過ぎないとの指摘についてであるが、これは残る職員を重点的に取り組むべき事業に配置するなど、退職動向に併せて業務のスリム化、効率化を進めた結果であると考えている。
公園緑地協会の経費の削減について	<p>職員の不補充により経費が削減されたということは、目標達成に向けては良いことと考える。</p> <p>正職員を不補充としても、業務執行や運営費の確保、必要な質の高いサービスの提供に影響はないかどうか、組織の</p>	<p>職員の不補充による影響については、当面は残る職員を重点的に取り組むべき事業に配置するなど、退職動向に併せた業務のスリム化、効率化をしたことにより、必要事業の水準は保たれている。</p> <p>一方で、職員を削減する手法</p>

	あり方とあわせて、検討する必要があると考える。	には限界もあり、規模が小さくなると新たな取組に挑戦する余力もなくなるという負の連鎖が生じかねない。 今後も協会の事業運営のあり方として、現行事業の必要性や最善の実施方法、収入確保策や支出抑制策の検討と併せて、組織のあり方についても、検討していく必要があると考える。
生涯学習財団の自主財源の増加について	「方向性の具体的内容」で示されているように、受講生確保のため、市民ニーズを把握することは重要である。アンケート等に伴うコストを勘案しつつ、授業料等収入を増加させるためのニーズ把握を的確に行う必要があると考える。	改善(Action)の方向性の具体的内容に示した、アンケート等による市民ニーズの把握については、既存の講座受講生へのアンケートを想定しているところあるが、潜在的ニーズの把握も必要と考えていることから、その実施にあたっては、御指摘のとおり、アンケート等に伴うコストも同時に勘案しつつ、自主財源の増加に向けた取組を進めていく。
生涯学習財団の自主財源の増加について	令和4年度はコロナ対策を取りつつ目標値達成の目処はあるか。	授業料等収入については、アンケート等により市民ニーズを把握することで、既存講座の見直しや新規講座の開講を検討するとともに、施設使用

		<p>料収入についても、施設利用を促すための広報の拡充や、講座受講修了者への継続的な施設利用を促すことで、自主財源増加のための取組を継続していく。</p> <p>令和4年6月末時点においては、授業料等収入が約8,100千円（令和3年度6月末時点約7,700千円）、施設使用料収入が約5,000千円（令和3年度6月末時点約4,300千円）と順調に実績値を伸ばしているものの、今後の感染症拡大状況により左右されるものと想定している。</p>
--	--	--

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解  
特になし

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 法学部長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 准教授
黒石 匡昭	PA パートナーズ株式会社 代表取締役／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

・ 第1回委員会

令和4年7月7日(木) WEB 会議にて開催

・ 第2回委員会

令和4年7月22日(金) WEB 会議にて開催